

# 近世中後期和泉における地主経営と村落

——畠中村要家を事例として——

はじめに

萬代悠

本稿では、岸和田藩領泉南地域の一村落である畠中村を対象に、村落内部の社会構造を検討し、その基礎構造を確定したうえで、同村庄屋要家の地主経営の動向とその特質を把握することを課題とする。

周知の通り、戦後畿内村落史研究の主たる成果としては、高度な商業的農業の発展と富農経営の展開から畿内村落の特質を導き出したことであるが、佐々木潤之介氏の豪農論以降、その膨大な研究蓄積は顧みられることが少なくなつた<sup>(1)</sup>。しかし、畿内村落史研究の残した課題が解決されたわけではなく、その停滞が指摘されている<sup>(2)</sup>。具体的な課題として、①畿内村落史研究の主目的は寄生地主制や資本制の発展過程を求めることにあつたため、幕末期の考察が中心であること、②摂河泉が先進地域として一括に議論される傾向にあること、③村落共同体の解体が前提であること等が挙げられる<sup>(3)</sup>。このように畿内村落史研究の課題は所々存在するが、一方で学ぶべき点も多く、その批判的継承が必要不可欠である。そこで本稿の問題関心から、いくつかの研究を取り上げたい。

第一に、山崎隆三氏による西摂の地主制研究がある<sup>(4)</sup>。氏は、摂津国西昆陽村氏田家を事例に、地主富農経営の諸

経費・純収益を算出することで、手作地・小作地規模が労賃・肥料代の変動に規定されていたこと等を明らかにした。もちろん、氏の議論は、小ブルジョワ制的発展と地主制的発展の併存や、農民層分解による富農経営の停滞等、多岐にわたるが、ここでは氏の分析手法を確認するに留めたい。

第二に、小作料の構造と地主富農経営を検討した竹安繁治氏の研究がある<sup>(5)</sup>。氏は、近世の小作料を契約小作料・見立小作料・実納小作料に峻別する必要性を提起したうえで、地主経営においても契約小作料だけを把握しては表面的な理解に過ぎないとする。すなわち、地主小作関係のなかで存在する「年々の減免慣行」を通じて、地主・小作人間の力関係を可能な限り明確化しようとした点が重要である。

第三に、葉山禎作氏の研究を取り上げる<sup>(6)</sup>。氏は、河内国古市郡誉田村における農業経営規模と農業生産力の分析から、地主の耕地配置と作付状況、耕地条件（綿稻輪換作）の特質を把握した。そのうえで、地主が常に適量の綿作付地を自己経営内に組み込むため、小作地・手作地の振替を行っていたと指摘している。ここで重要なのは、「零細錯圃制」という村の特質を丁寧に分したうえで、地主経営における綿作付地選定の優位性を見出したことである。特に、地字別反収・農業労働力・耕地条件を精緻に分析する手法は今一度顧みる必要性があろう。

最後に、幕末期の泉北村落を対象とした中村哲氏の研究にも触れておきたい<sup>(7)</sup>。氏は、当該地域の特質である農村加工業・社会的分業の発展と、それに規定された農民層分解を段階的に把握することで、幕末期における上層高持の経営転換・無高層の広汎な形成を指摘した。とりわけ、商品経済・社会的分業の深化の程度から、寄生地主への転化や脱農化した「賃労働者層」の展開を説明しようとした点が重要だが、氏の研究方法で最も注目すべきなのは、和泉国南郡春木村の研究である<sup>(8)</sup>。ここでは、春木村庄屋原家の地主富農経営を事例に、①土地所有・経営の変動、②作付構成と収穫量、③反当小作料とその納入形態、④手作地・小作地の純収益等を丹念に分析することで、農業生産力の上昇に規定された地主富農経営の展開を明らかにしている。しかし、氏の分析視角で重要なものは、本畝・分米高と

有畝・宛米高の差に目配りしていることである。従来、固定化された本畝・分米高と農業生産力の指標である宛米高は、土地制度上の名目と実態の乖離として既に指摘されてきたが、その問題を積極的に村落史研究として取り入れた例は少ない<sup>9)</sup>。その点、中村氏は原家所持地の条件を検討し、①享保段階から縄延びの大きい（年貢租負担の少ない）田畑を比較的多く持っていたこと、②本畑を積極的に水田化したこと、③原家は耕地改良・開発を推進したが、領主による実態的把握は進展しなかったこと等を指摘した。こうした成果は、農業生産力の展開に注目した氏の研究関心によるものである。しかし、畿内の地主経営・村落構造において宛米高が重要なファクターであるように、分米高と宛米高の問題は決して軽視すべきではない。

以上、雑駁ながら畿内村落史研究を概観したが、本稿で問題としたいのは、農民層分解の評価や、ブルジョワ的發展か寄生地主的發展かといった諸問題ではなく、先学の分析手法を今一度顧みるべきではないかということである。

他方、一九八〇年代から活発に議論される地域社会論については、個々村落の内部構造への関心が後退していることが指摘されている<sup>10)</sup>。そのなかでも山崎圭氏は、近世村落史における村落構造研究の必要性と課題について論じている<sup>11)</sup>。具体的には、①「階層構成表」をもつて村落構造を単純化するのではなく、②地縁や本家分家関係等、百姓相互の關係に目配りしつつ、③村落内の社会關係を明らかにすべきだとする。また、村の基礎構造分析に目配りした近世天草の地域社会研究においても、渡辺尚志氏が課題として「小前層の具体的存在形態と再生産構造、およびそれが地域社会に与えた規定性を明らかにする」作業が必要だと述べている<sup>12)</sup>。こうした問題関心は、畿内村落史研究にも適用できよう。

これまで、畿内村落史の分析手法と近年の問題関心について詳述してきた。ここでは、以上を踏まえて本稿の主な課題点を述べておきたい。第一に、村落内における要家の本家分家関係・要家一族の土地占有率・所持地の条件等を検討することによって、所持高のみでは把握できない村落構造を社会関係・耕地配置・耕地条件から把握する。これ

は、山崎圭氏の課題に応えるものであり、村落内の社会構造分析が主眼となる。第二に、庄屋要家における年貢・小作料未進の立替機能と未進滞納状況を検討する。とりわけ、未進滞納は地主経営に直接関わる問題であり、地主経営の動向をみるうえで必要不可欠だと考える。第三に、小作料の減免の実態を分析することで、近世中後期における減免の性格を把握する。これは第二の課題にも関わることだが、竹安氏の成果である実納小作料に則って、実際の収入状況の把握を目指すものである。また本稿では、小作人の地主に対する闘争の過程のみに減免を位置付けるのではなく、地主の経営戦略としての減免を考えたい。

このような前提を基に本稿では、畠中村の村落構造と要家の地主経営を多角的に分析することで、研究蓄積の少ない岸和田藩領村落研究の前進を目指すものである<sup>13)</sup>。なお、本稿で行う考察は、あくまで地域社会論へ向けた基礎的研究であることを留意しておきたい。

## 第一章 畠中村の村落構造

### 一、畠中村の性格

畠中村は、和泉国日根郡に属し、近世を通じて岸和田藩領である。村の近くに紀州街道が通る平野部農村であり、周辺には畠中村新町等の在郷町や願泉寺卜半家領の貝塚寺内町が存在する。畠中村の庄屋は代々要源太夫家であり、近世初期より天保期まで神前村の庄屋を兼務していた<sup>14)</sup>。なお、寛永一七年（一六四〇）の岡部氏入部後に今高という水増高が採用されて以来、村高は三六〇石九一一である<sup>15)</sup>。

まず、畠中村の村落構造を考えるうえで基本史料となる「御年貢米算用通控帳」について附言しておきたい。同史料は、「勘定目録控」と村民の年貢諸役等の勘定・納入記録が合冊されており、藩へ提出しない要家の控え記録とし

て多数残存している。ここで注目されるのは、高持の年貢諸役だけでなく小作人の宛米（年貢と小作料）納入記録をも網羅していることである<sup>47)</sup>。つまり、要家は各小作人が誰にどの程度宛米を納入する必要があるかを書き上げたうえで、その米納・買納量を逐一確認していた。一方、村民に年貢未進が発生した場合、その不足分を要家が立替し上納する。そして、その庄屋立替分は未進発生者の借銀（未進銀）として算出され、利息分を沿えて翌年中に要家へ返済する形となっていた。さらに特徴的なのは、年貢だけでなく小作料も庄屋立替分として処理されることである。要家は自身の編成する小作人のほか、他の高持と契約関係にある小作人の宛米滞納の立替もある程度行っていた。以上から、要家は、畠中村の高持・小作人の再生産維持を支援しつつ、庄屋立替による利息収入を得ていたことが明らかに<sup>47)</sup>なる。

このような年貢算用帳簿を用いて、畠中村の階層構造を検討したものが表1である。この表から、①近世を通じて要源太夫家が村高の大半を所持していること、②天明期を境に一〇石以上の中農層が減少すること、③代わって五石から一石の小農が増加すること、④小作人は天明期を最盛期として、以降は減少傾向にあること等が指摘できる。こうした傾向は一般的な農民層分解といえるが、他の先進地域と比べ、一石未満の零細高持や小作人が増加していない点には留意する必要がある<sup>48)</sup>。

また、年貢・小作料の未進皆済日を表したものが表2である。これによれば、

表1 畠中村の階層構成表

|          | 享保18年<br>1733 | 寛保元年<br>1741 | 宝暦13年<br>1763 | 明和4年<br>1767 | 安永3年<br>1774 | 天明2年<br>1782 | 天明6年<br>1786 | 享和元年<br>1801 | 文化8年<br>1811 | 文政11年<br>1828 |
|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 100石以上   | 1 ○           | 1 ○          | 1 ○           | 1 ○          | 1 ○          | 1 ○          | 1 ○          | 1 ○          | 1 ○          | 1 ○           |
| 20石~100石 | 1 ●           | 1 ●          | 1 ●           | 1 ●          | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0             |
| 10石~20石  | 4 ●           | 4 ●          | 4 ●           | 5 ●●         | 5 ●●         | 5 ●●         | 4 ●●         | 0            | 1            | 1             |
| 5石~10石   | 9(1) ●        | 9(1) ●       | 9(1) ●        | 8(1) ●       | 8(1) ●       | 7(1) ●●      | 8(1) ●●●     | 8(1) ●●●     | 7(1) ●●●     | 7(1) ●●●      |
| 3石~5石    | 6 ●           | 6 ●          | 6 ●           | 9(1) ●       | 9(1) ●       | 10(1) ●      | 10(1) ●      | 17(1) ●◇     | 16 ●◇        | 17 ●◇         |
| 1石~3石    | 6             | 6            | 6             | 6            | 7            | 11           | 11           | 18           | 18           | 16            |
| 1石未満     | 2(1)          | 2(1)         | 2(1)          | 2(1)         | 2(1)         | 3(2)         | 3(2)         | 3(2)         | 1            | 1             |
| 小作人      | 57            | 60           | 61            | 65           | 68           | 71           | 60           | 46           | 27           | 34            |

註(1)：各年の「御年貢米算用通控帳」より作成。高持百姓のみ算出しており、「長楽寺」分や「村株」・「伊勢講」分は除外。

帳簿の性格上「御年貢米算用通控帳」に記載されている小作人のみ算出しており、「無耕作」層は不明。

註(2)：括弧内は他村に居住する高持百姓。なお、高持百姓のみ本家分家関係を以下のように示した。

○印=要源太夫家、●印=要家別家または一家中、◇印=要家譜代の家来。

表2 畠中村百姓の年貢・小作料未進皆済日

|            | 享保18年<br>1733 |         | 寛保元年<br>1741 |         | 宝暦13年<br>1763 |         | 明和4年<br>1767 |         | 安永3年<br>1774 |         | 天明2年<br>1782 |         | 天明6年<br>1786 |         | 享和元年<br>1801 |         | 文化8年<br>1811 |         | 文政11年<br>1828 |         |
|------------|---------------|---------|--------------|---------|---------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|---------------|---------|
| 高持百姓       | 人数            | 家中      | 人数           | 家中      | 人数            | 家中      | 人数           | 家中      | 人数           | 家中      | 人数           | 家中      | 人数           | 家中      | 人数           | 家中      | 人数           | 家中      | 人数            | 家中      |
| 当年中皆済      | 10            | ○<br>●● | 14           | ○<br>●● | 18            | ○<br>●● | 14           | ○<br>●● | 17           | ○<br>●● | 16           | ○<br>●● | 13           | ○<br>●● | 28           | ○<br>●● | 25           | ○<br>●● | 25            | ○<br>●● |
| 翌年1~5月皆済   | 0             |         | 1            |         | 1             |         | 0            |         | 1            |         | 0            |         | 0            |         | 5            |         | 1            |         | 2             |         |
| 翌年6~10月皆済  | 2             |         | 1            |         | 4             |         | 6            |         | 7            |         | 5            |         | 2            |         | 2            |         | 7            |         | 0             |         |
| 翌年11~12月皆済 | 6             |         | 5            |         | 3             |         | 10           |         | 3            |         | 7            |         | 4            |         | 11           | ●●      | 11           |         | 15            | ●       |
| 翌年中未皆済     | 11            | ●●      | 8            | ●●      | 3             | ●       | 1            |         | 4            |         | 9            | ●       | 18           | ●●      | 1            |         | 0            |         | 1             |         |
| 当年中皆済高持(%) | 34.4          |         | 48.3         |         | 58.1          |         | 45.2         |         | 53.1         |         | 43.2         |         | 35.1         |         | 59.6         |         | 56.8         |         | 59.1          |         |

|            | 享保18年<br>1733 |       | 寛保元年<br>1741 |       | 宝暦13年<br>1763 |       | 明和4年<br>1767 |       | 安永3年<br>1774 |       | 天明2年<br>1782 |       | 天明6年<br>1786 |       | 享和元年<br>1801 |       | 文化8年<br>1811 |       | 文政11年<br>1828 |       |
|------------|---------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|
| 小作人        | 人数            | (%)   | 人数           | (%)   | 人数            | (%)   | 人数           | (%)   | 人数           | (%)   | 人数           | (%)   | 人数           | (%)   | 人数           | (%)   | 人数           | (%)   | 人数            | (%)   |
| 当年中皆済      | 8             | 14.0  | 11           | 18.3  | 17            | 27.9  | 8            | 12.3  | 15           | 22.0  | 11           | 15.5  | 5            | 8.3   | 16           | 34.8  | 11           | 40.8  | 18            | 53.0  |
| 翌年1~5月皆済   | 1             | 1.8   | 1            | 1.7   | 2             | 3.3   | 7            | 10.8  | 6            | 8.9   | 0            | 0     | 0            | 0     | 7            | 15.2  | 1            | 3.7   | 3             | 8.8   |
| 翌年6~10月皆済  | 7             | 12.3  | 2            | 3.3   | 15            | 24.5  | 24           | 36.9  | 20           | 29.4  | 8            | 11.3  | 0            | 0     | 12           | 26.1  | 6            | 22.2  | 3             | 8.8   |
| 翌年11~12月皆済 | 21            | 36.8  | 39           | 65.0  | 21            | 34.4  | 26           | 40.0  | 23           | 33.8  | 27           | 38.0  | 3            | 5.0   | 8            | 17.4  | 9            | 33.3  | 9             | 26.5  |
| 翌年中未皆済     | 20            | 35.1  | 7            | 11.7  | 6             | 9.9   | 0            | 0     | 4            | 5.9   | 25           | 35.2  | 52           | 86.7  | 3            | 6.5   | 0            | 0     | 1             | 2.9   |
|            | 57            | 100.0 | 60           | 100.0 | 61            | 100.0 | 65           | 100.0 | 68           | 100.0 | 71           | 100.0 | 60           | 100.0 | 46           | 100.0 | 27           | 100.0 | 34            | 100.0 |

註(1)：各年の「御年貢米算用通帳」、「御年貢米請払帳」より作成。  
 註(2)：○印=要源大夫家、●印=要家別家または一家中、◇印=要家譜代の家来。  
 註(3)：当年中に皆済できない場合、「未進」として庄屋源太夫が立替上納する。その立替分(+利息分)の返済が翌年に行われる。  
 なお、翌年中にも皆済できない場合、翌年の「御年貢米算用通帳」(12月末)に繰り越し計上される。

表3 畠中村における未進銀高とその回収率 単位：匁

| 年次          | 高持百姓                  |                    |                |                       |          |        | 小作人                   |                   |                  |                       |          |        |
|-------------|-----------------------|--------------------|----------------|-----------------------|----------|--------|-----------------------|-------------------|------------------|-----------------------|----------|--------|
|             | 当年未進銀高(A)             | 利息銀高(B)            | 利戻し分(C)        | 庄屋立替分(A)+(B)-(C)      | 翌年回収銀高   | 未進銀回収率 | 当年未進銀高(A)             | 利息銀高(B)           | 利戻し分(C)          | 庄屋立替分(A)+(B)-(C)      | 翌年回収銀高   | 未進銀回収率 |
| 享保18年(1733) | 2,204.65<br>(1627.28) | 320.59<br>(276.86) | 6.17<br>(6.17) | 2,519.07<br>(1897.97) | 364.95   | 14.5%  | 3,412.68<br>(2870.72) | 505.46<br>(44.19) | 25.62<br>(25.62) | 3,892.52              | 1,192.50 | 30.6%  |
| 寛保元年(1741)  |                       |                    |                | 2,228.48<br>(911.94)  | 514.87   | 23.1%  |                       |                   |                  | 2,288.51<br>(1139.70) | 1,975.64 | 86.3%  |
| 宝暦13年(1763) | 541.48                | 56.93              |                | 598.41                | 474.90   | 79.4%  | 1,990.67              | 192.68            |                  | 2,183.35              | 1,966.09 | 90.0%  |
| 明和4年(1767)  | 1,066.90              | 111.54             |                | 1,178.44              | 1,124.20 | 95.4%  | 3,287.39              | 335.46            |                  | 3,622.85              | 3,615.81 | 99.8%  |
| 安永3年(1774)  | 781.74                | 78.09              |                | 859.45                | 684.45   | 79.6%  | 2,201.12              | 202.47            |                  | 2,403.59              | 2,314.94 | 96.3%  |
| 天明2年(1782)  | 3,233.68              | 437.69             |                | 3,671.37              | 1,973.62 | 53.8%  | 8,177.05              | 1,056.17          |                  | 9,233.22              | 6,072.08 | 65.8%  |
| 天明6年(1786)  | 5,534.76              | 768.47             |                | 6,303.23              | 515.87   | 8.2%   | 10,193.38             | 1,466.39          |                  | 11,659.77             | 543.56   | 4.7%   |
| 享和元年(1801)  | 1,732.00              | 168.95             |                | 1,900.95              | 1,827.92 | 96.2%  | 2,281.98              | 224.02            |                  | 2,506.00              | 2,188.18 | 87.3%  |
| 文化8年(1811)  | 232.68                | 25.61              |                | 258.29                | 258.28   | 100.0% | 800.92                | 95.37             |                  | 896.29                | 896.68   | 100.0% |
| 文政11年(1828) | 3,078.06              | 391.82             | 7.85           | 3,462.03              | 3,018.08 | 87.2%  | 1,530.04              | 160.10            | 10.11            | 1,679.94              | 1,517.51 | 90.3%  |

註(1)：各年の「御年貢米算用通帳」、「御年貢米請払帳」より作成。数値は史料に準拠しているため、若干の誤差がある。  
 註(2)：畠中村の未進銀は、本年貢以外に諸役米・支配銀・去年未進分・宛米(小作料+年貢)等の未納分を含む。これは「御年貢米算用通帳」の性格によるものである。  
 註(3)：括弧内は「他借り」分を示す。また、寛保元年の庄屋立替分の元銀・利息は石高表記されており、銀高を確定できないため空欄とした。

多くの百姓が当年中に年貢・小作料を完納できず、その不足分を庄屋立替に依存していることが分かる。一般に、庄屋立替分の返済は四月から五月に収穫される裏作の「麦代銀」によって行われるが、畠中村では庄倒的に六月以降の完済が多い。すなわち、庄屋立替分の返済には、裏作の収穫だけでなく、相応の諸稼ぎが必要であったことが明らかであろう。

次に、実際にどの程度未進銀が発生していたかを表3から検討する。この表から、①飢饉時を例外として、未進銀の回収率は軒並み八割を超えていること、②宝暦期以前は、要家以外から不足分を借銀する「他借り」が内在しており、要家の経営が不安定であったこと等が分かる。とりわけ、小作人の未進銀回収率は九割近く、要家による利貸活動は順調であったことが窺える。ここで注目されるのは、高持より未進銀の多い小作人の方が回収率が高いことである。そこで、小作人の宛米納入方法(表4)を概観すると、①買納と庄屋立替分が大半を占めていること、②近世後期にかけて庄屋立替へ依存する一方、「米入」(現物納)が減少する傾向にあること等が

表4 畠中村小作人の宛米納入方法

| 年次          | 米入    |      | 手形入    |      | 買米入<br>(買納) |      | 庄屋立替分<br>(元銀) |      | 他借り分<br>(元銀) |      | 納入・返済<br>に占める<br>銀使用率<br>(%) |
|-------------|-------|------|--------|------|-------------|------|---------------|------|--------------|------|------------------------------|
|             | (石)   | (%)  | (石)    | (%)  | (石)         | (%)  | (石)           | (%)  | (石)          | (%)  |                              |
| 享保18年(1733) | 71.85 | 41.0 |        |      | 16.9929     | 9.7  | 11.7817       | 6.7  | 63.521       | 36.2 | 52.6                         |
| 寛保元年(1741)  | 68.0  | 38.8 |        |      | 50.4821     | 28.8 | 13.4279       | 7.7  | 14.82        | 8.4  | 44.9                         |
| 宝暦6年(1756)  | 48.0  | 29.9 | 7.2533 | 4.5  | 51.941      | 32.4 | 46.4125       | 28.9 |              |      | 61.3                         |
| 宝暦13年(1763) | 9.45  | 6.3  | 3.062  | 2.0  | 99.133      | 66.1 | 30.602        | 20.4 |              |      | 86.5                         |
| 明和4年(1767)  | 21.4  | 12.2 | 6.6549 | 3.8  | 87.6111     | 49.9 | 45.25         | 25.7 |              |      | 75.6                         |
| 安永3年(1774)  | 22.25 | 11.3 | 5.0    | 2.5  | 113.4666    | 57.6 | 39.0189       | 19.8 |              |      | 77.4                         |
| 安永7年(1778)  | 25.0  | 14.5 | 3.6526 | 2.1  | 41.2904     | 24.0 | 65.4481       | 38.1 |              |      | 62.1                         |
| 天明2年(1782)  | 24.7  | 12.1 | 3.0    | 1.5  | 15.5265     | 7.6  | 104.5296      | 51.4 |              |      | 59.0                         |
| 天明6年(1786)  | 8.0   | 2.5  |        |      | 80.2729     | 24.8 | 207.2473      | 64.1 |              |      | 88.9                         |
| 享和元年(1801)  | 6.0   | 6.0  | 4.0    | 4.0  | 49.4446     | 49.8 | 32.88         | 33.1 |              |      | 82.9                         |
| 文化8年(1811)  | 3.5   | 8.3  | 8.0    | 18.9 | 10.0856     | 23.9 | 14.101        | 33.4 |              |      | 57.3                         |
| 文政11年(1828) | 7.0   | 10.0 |        |      | 30.2745     | 43.2 | 15.569        | 22.2 |              |      | 65.4                         |

註(1)：各年の「御年貢米算用通控帳」、「御年貢米請払帳」より作成。数値は史料に準拠している。  
 註(2)：上記以外の宛米納入方法として、小作人からの宛米、庄屋源太夫からの助力米・用捨米等が存在する。  
 註(3)：享保18年の「他借り」は庄屋要家の立替分(308.22匁)を含むが、この立替分は神前村等を含んだ数値であるため表に算出してない。また、同年の庄屋立替分は銀高でしか判別できないため、当時の米相場(1石につき46匁)から算出した。

分かる。ここで注目すべきなのは、納入・返済に占める銀使用率であろう。買納分と立替返済を「銀使用分」と考えた場合、銀使用率は最低でも五割、最高で九割近くと高い水準を保っていた。

他方、近世中後期における畠中村・神前村の基幹産業は、近木櫛の生産であった。例えば、要家が藩へ提出した嘆願書には「両村之儀古来より村中櫛挽を職と仕、六七軒ヲ除キ跡者不残櫛職を渡世第一之助ケニ仕」、「両村之義者櫛職を重ニ仕、却而農業之方ハ次ニ相成」と、櫛稼ぎが「少々不作」分を補填していたと記されている<sup>18)</sup>。もちろん、綿作も重要な再生産手段の一つだが、両村の耕地条件は「もみ皮厚ク吹切り不申」、「床土地味土とも薄く地性不直候」と、良質なものではなかった。さらに、同史料には「以前高持人無数候故、前々も無高人へも池川普請人足高持同前二夫日役相勤申候」とあり、表1の小作人減少と相まって、天明期以降農業労働力不足が問題化していた。

以上から、畠中村は非常に貨幣経済が浸透した村であったと考えられる。すなわち畠中村は、農業を根幹に据えつつも、多様な諸稼ぎを兼ねる「職人勝之村」であった<sup>19)</sup>。

## 二、要家の本家分家関係

本節では、畠中村における要家の本家分家関係を考察したい。享保一八年（一七三三）、一族の要新平が大坂天満の金谷清右衛門へ養子へ入る際、一家中と「家来」へ引き出物が贈られた（表5）。その面々をみると、要家は近隣の庄屋だけでなく、大坂・堺商人とも姻戚関係を結んでいたことが分かる。とりわけ、別家の善六は金目姓を名乗ることを許されており、当時の要家当主九兵衛には「善六・清兵衛へ申入候、兩人共家業精ニ入立身可被致と存候、外ノ一家中とハ又格別各身躰宜敷相成候」と評されるほか、「要之家式百石も家徳出来候様ニ御世話頼入候」と大きな信頼を得ていたことが分かる<sup>20)</sup>。この善六の倅三九郎は、宝暦八年（一七五八）に「大坂阿波座阿波町泉屋ゆき方江養子」に入り<sup>21)</sup>、「和泉屋三九郎」として「大坂出店ニ而塩商売」を行っていた<sup>22)</sup>。このように、金目善六家が本家の

表 5 要家の本家分家関係と縁戚（抜粋）

| 贈答品                                                                                                                                                                                                                                                            | 一家共                                                                                                                                                                                       | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三本入扇子一箱／菓子一箱<br>真綿百目<br>鯉節一連／三本入扇子一箱<br>帯一筋<br>帯一筋<br>帯一筋<br>三本入扇子一箱／杉原紙一束<br><br>延紙三束<br>煙草入一<br>三本入扇子一箱／延紙五束<br>三本入扇子一箱／延紙五束<br>三本入扇子一箱／延紙五束<br>三本入扇子一箱／延紙三束<br>三本入扇子一箱／延紙三束<br>三本入扇子一箱／延紙三束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束<br>半紙一束 | 宗入<br>寿光<br>源太夫<br>左源<br>辰五郎<br>留四郎<br>善六<br><br>祐月<br>兵藏<br>高三五郎兵衛<br>平野屋茂兵衛<br>小西半兵衛<br>南川勘兵衛<br>沢屋作兵衛<br>山中次右衛門<br>権之丞<br>次五右衛門<br>善兵衛<br>権平<br>伊兵衛<br>源次郎<br>年寄重右衛門<br>年寄喜左衛門<br>歩行甚六 | 10 代目源太夫／「誥誉宗入往生覚書」（1736）<br>庄屋要九兵衛母（1744年確認）／10代目源太夫妻<br>12 代目源太夫（1721-1802）<br>11 代目源太夫次男<br>11 代目源太夫三男<br>11 代目源太夫四男<br>別家筋（金目姓）／倅三九郎／源太夫内高之者／<br>畠中村高持百姓<br>善六母（1739年確認）<br>善六弟（善六弟兵藏事）<br>堺宿屋町高三五郎兵衛<br>大坂順慶町平野屋茂兵衛<br>大坂道修町三丁目小西太兵衛カ<br>木積村庄屋<br>畠中村新町沢屋作兵衛<br>加治村庄屋<br>源太夫内高之者<br>畠中村高持百姓<br>源太夫内高之者<br>源太夫内高之者<br>源太夫内高之者<br>畠中村高持百姓<br>畠中村年寄<br>神前村年寄<br>畠中村小作人 |
| 贈答品                                                                                                                                                                                                                                                            | 家来                                                                                                                                                                                        | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 丁銀一両／延紙一束ずつ<br>銀三匁ずつ<br>銀三匁ずつ<br>丁銀一両<br>丁銀一両<br>丁銀一両<br>丁銀一両                                                                                                                                                                                                  | 上二而召使下女式人<br>下女四人<br>下男六人<br>別家家来幾右衛門<br>別家家来権助<br>別家家来六兵衛<br>別家家来彦左衛門                                                                                                                    | 源太夫譜代之者<br><br>源太夫譜代之者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 差出人                                                                                                                                                                                                                                                            | 九兵衛                                                                                                                                                                                       | 11 代目源太夫（1760 没）／<br>庄屋要九兵衛（-1747）／隠居（-1760）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

註：享保 18 年「覚（一家并家来共）」（ね H-36-34）より作成。

近世中後期和泉における地主経営と村落

経営を補完する存在であったことは想像に難くない。また、金目善六家は、村内に難渋人が発生した場合、頻繁に「合力米」や「施米」を行っていた<sup>23</sup>。特に倅三九郎はその功績により藩から褒賞を受けており<sup>24</sup>、彼らが村民の再生産構造において重要な位置を占めていたことが理解できよう。

一方、他の一家中はどうであろうか<sup>25</sup>。表1から要家一族を抜き出したものが表6である。これによれば、一八七石余を所持する要源太夫を頂点として、要家一族が村高の六割を占有していることが理解できる。なかでも注目したいのは、次五右衛門の存在である。宝暦期において、次五右衛門は要源太夫に次ぐ持高二一石余であったが、文政期には持高七石余にまで減少している。その原因は「所持高多、其上御未進米ニ差詰り相統難仕」状況であり、大坂へ進出した別家善六家とは違う様相をみせていた<sup>26</sup>。しかし、次五右衛門が持高を減少させたにもかかわらず、要家一族の占有率は六割を維持している。つまり、要家は倅三郎次郎（三郎治）や一家中の伊兵衛、「家来」の幾右衛門を高持に取り立てることで、一定の村内占有率を維持していたのではなからうか<sup>27</sup>。

次に、本稿の問題関心に則って、畠中村高持の所持地の条件を把握したい。幸い、天明六年（一七八六）の「小前田畑畝高宛米仕分勘定帳」には、宛米一石当たりの古高と、所持宛米高から当年の年貢諸役等を差し引いた徳米分（地主取り分）が記載されている。一般に、分米高が低いということは

表6 畠中村における要家一族の占有率

| 宝暦13年 (1763) |          | 明和4年 (1767) |          | 安永3年 (1774) |          | 天明6年 (1786) |          | 享和元年 (1801) |          | 文政11年 (1828) |          |
|--------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|--------------|----------|
| 高持百姓         | 持高       | 高持百姓        | 持高       | 高持百姓        | 持高       | 高持百姓        | 持高       | 高持百姓        | 持高       | 高持百姓         | 持高       |
| 源太夫○         | 187.0957 | 源太夫○        | 187.0957 | 源太夫○        | 187.0957 | 源太夫○        | 187.0954 | 源太夫○        | 187.1362 | 源太夫○         | 187.0954 |
| 次五右衛門●       | 21.1544  | 次五右衛門●      | 17.5244  | 次五右衛門●      | 15.8017  | 次五右衛門●      | 10.1162  | 源助○         | 9.6669   | 源助○          | 8.5223   |
| 源次郎●         | 10.3621  | 源次郎●        | 10.3621  | 源次郎●        | 10.3621  | 源次郎●        | 9.6669   | 次五右衛門●      | 7.4285   | 次五右衛門●       | 7.3985   |
| 重右衛門●        | 6.5525   | 重右衛門●       | 6.5526   | 重右衛門●       | 6.5526   | 重右衛門●       | 6.5526   | 重右衛門●       | 6.3153   | 重右衛門●        | 6.3153   |
| 善六●          | 4.34     | 善六●         | 4.34     | 三九郎●        | 6.0627   | 三九郎●        | 6.1204   | 善六●         | 4.3977   | 善六●          | 4.3977   |
|              |          |             |          |             |          | 三郎次郎○       | 1.6687   | 伊兵衛●        | 3.705    | 伊兵衛●         | 3.725    |
|              |          |             |          |             |          |             |          | 幾右衛門◇       | 3.056    | 幾右衛門◇        | 3.056    |
|              |          |             |          |             |          |             |          | 三郎治○        | 1.6687   | 三郎治○         | 1.6247   |
|              |          |             |          |             |          |             |          | 源太夫○        | 0.791    | 源太夫○         | 0.791    |
| 小計           | 229.5047 |             | 225.8748 |             | 225.8748 |             | 219.5515 |             | 214.9446 |              | 213.7292 |
| 村内占有率        | 63.6%    |             | 62.6%    |             | 62.6%    |             | 60.8%    |             | 59.6%    |              | 59.2%    |

註(1)：各年の「御年貢米算用通控帳」より作成。畠中村の村高は通年で360.911石。

註(2)：○印=要源太夫家、●印=要家別家または一家中、◇印=要家譜代の家来。

表7 天明6年における畠中村高持の所持宛米高と徳米

| 徳米高の多い順  | 宛米高     | 持高<br>(古高) | 徳米<br>(地主取り分) | 宛米1石<br>当たりの古高 | 持高(今高)<br>の多い順 | 持高<br>(今高) |
|----------|---------|------------|---------------|----------------|----------------|------------|
| 源太夫○     |         |            | 87.5424       | 0.4651         | 源太夫○           | 187.0954   |
| 源次郎●     | 15.097  | 5.155      | 6.4821        | 0.3415         | 新兵衛            | 13.1187    |
| 重右衛門●    | 11.7908 | 4.244      | 5.432         | 0.3599         | 宇兵衛            | 12.4685    |
| 次五右衛門●   | 14.2812 | 6.0648     | 4.736         | 0.4247         | 長左衛門           | 12.2924    |
| 宇兵衛      | 14.706  | 8.085      | 3.0695        | 0.5498         | 次五右衛門●         | 10.1162    |
| 治右衛門     | 5.545   | 1.9353     | 2.547         | 0.3490         | 源次郎●           | 9.6669     |
| 小左衛門     | 9.844   | 5.236      | 2.3239        | 0.5319         | 紋右衛門           | 8.2415     |
| 勘左衛門     | 8.545   | 4.321      | 1.8952        | 0.5057         | 小左衛門           | 8.0884     |
| 長左衛門     | 12.946  | 7.955      | 1.8582        | 0.6145         | 甚左衛門           | 6.9083     |
| 徳右衛門     | 7.103   | 2.339      | 1.832         | 0.3293         | 勘左衛門           | 6.6738     |
| 惣右衛門     | 2.82    | 1.2        | 1.1703        | 0.4255         | 重右衛門●          | 6.5526     |
| 甚七       | 3.825   | 2.086      | 0.9535        | 0.5454         | 三九郎●           | 6.1204     |
| 甚左衛門     | 7.1525  | 4.4584     | 0.9358        | 0.6233         | (海) 西右衛門       | 5.9963     |
| 治左衛門     | 5.131   | 2.8337     | 0.8086        | 0.5523         | 徳右衛門           | 4.5766     |
| 平左衛門     | 3.7     | 2.3826     | 0.7046        | 0.6439         | 七右衛門           | 4.3829     |
| 若右衛門     | 1.92    | 0.9        | 0.6821        | 0.4688         | 治左衛門           | 4.3729     |
| 孫右衛門     | 3.36    | 1.978      | 0.6104        | 0.5887         | 平左衛門           | 3.681      |
| 七右衛門     | 4.485   | 2.805      | 0.554         | 0.6254         | (神) 文治郎        | 3.63       |
| 長八       | 2.25    | 1.25       | 0.5312        | 0.5556         | 藤兵衛            | 3.4526     |
| (神) 仲右衛門 | 1       | 0.2175     | 0.5012        | 0.2175         | 助右衛門           | 3.3851     |
| 左近兵衛     | 1.25    | 0.512      | 0.3159        | 0.4096         | 甚七             | 3.2207     |
| 市郎左衛門    | 3.37    | 2.007      | 0.2602        | 0.5955         | 市郎左衛門          | 3.0999     |
| 紋右衛門     | 8.886   | 5.334      | 0.2034        | 0.6003         | 孫右衛門           | 3.056      |
| 新兵衛      | 12.4907 | 8.492      | 0.2023        | 0.6799         | 治右衛門           | 2.99       |
| 藤兵衛      | 3.233   | 2.235      | 0.16          | 0.6913         | 弥左衛門           | 2.8344     |
| 次郎兵衛     | 2.466   | 1.695      | 0.1355        | 0.6873         | 治兵衛            | 2.8342     |
| 九左衛門     | 2.35    | 1.695      | 0.0195        | 0.7213         | 次郎兵衛           | 2.621      |
| 吉左衛門     | 2.45    | 1.544      | -0.0729       | 0.6302         | 九左衛門           | 2.621      |
| 伊左衛門     | 1.8     | 1.41       | -0.1396       | 0.7833         | 吉左衛門           | 2.38       |
| 弥左衛門     | 2.25    | 1.864      | -0.3929       | 0.8284         | 伊左衛門           | 2.1793     |
| 治兵衛      | 2.5     | 2.45       | -0.7116       | 0.9800         | 長八             | 1.9306     |
| 三九郎●     |         |            |               |                | 惣右衛門           | 1.854      |
| (貝) 太兵衛  |         |            |               |                | 三郎次郎○          | 1.6687     |
| 助右衛門     | 3.83    |            |               |                | 若右衛門           | 1.3909     |
| (神) 文治郎  | 5.5     |            |               |                | 左近兵衛           | 0.791      |
| (海) 西右衛門 | 10.4    |            |               |                | (貝) 太兵衛        | 0.791      |
|          |         |            |               |                | (神) 仲右衛門       | 0.336      |

近世中後期和泉における地主経営と村落

三五

註(1)：天明6年「小前田畑畝高宛米仕分勘定帳」、同「畠中村神前村田畑株々宛米覚」、同「御年貢米算用通控帳」より作成(と-241、と-242、し-181)。空欄は記載無し。

註(2)：○印=要源太夫家、●印=要家別家または一家中。

註(3)：(神)=神前村、(海)=海塚村、(貝)=貝塚寺内町に居住する高持百姓。

註(4)：源太夫の徳米は神前村と要源太夫家(三郎次郎)を含む。なお、総宛米高は分らないが、史料には「古高ハ宛米石ニ付斗六升五合壱勺ニ当ル」とある。

年貢負担が少ないことを意味し、分米高と宛米高の差が大きければ徳米分が多くなることになる。水増前の古高が適用されていることに留意しなければならないが、所持地の宛米一石当たりの古高が低く徳米の多い高持は、良質な土地を多く所持していることになる<sup>88</sup>。そこで、徳米順に列挙したものが表7である。これによれば、多少例外はあるものの、徳米順においては要家一族が上位を独占していることが分かる。宛米一石当たりの古高をみても、持高の大小を勘案すれば、比較的低い部類になろう。つまり、要家一族は条件の良い土地を所持していることになる。それに比べ、一族ではない新兵衛は持高第二位であるのに対し、徳米順では下位に属している。このような事実を、「階層構成表」だけで高持の優劣を計れないことを如実に示している。以上、要家一族の存在形態を検討したことで、①村高の高い占有率、②縄延びの大きい、条件の良い土地の占有等が明らかになった。

### 三、要家の所持地と経営

前節では、畠中村を考えるうえで要家一族の存在は軽視できないことを明らかにしたが、本節では要家の土地所持状況を概観しておきたい。

文政一一年（一八二八）における要家の所持高をみると（表8）、要家は自身が庄屋を勤める神前村を除いて、それほど村外の土地を所持していないことが分かる。畠中村における所持地の変動が少ないことも勘案すると（表6）、当該時期の要家は土地集積にあまり積極的ではなかったと考えられる。これは、土地集積を積極的に行い、経済的・政治的に台頭してくる他地域の地主とは性格が異なっているといえる。

他方、所持地で注目されるのは「内高」と「分け高」であろう。「内高」とは、名義上は要家の所持地だが、一家中が「所持」する土地である。岸和田藩の平百姓は諸役として「三步役米」（一石に付き三升）を納入しなければならぬが、庄屋は「一歩役米」（一石に付き一升）として一定の免除が認められていた。したがって、名義上庄屋要

表8 文政11年(1828)における要家の所持高

|        | 分米(今高)   | 宛米高     | 有畝        | 備考                   |                                                                                                  |
|--------|----------|---------|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 畠中村分   | 田地       | 93.7399 | 133.24    | 19898坪4合9勺           | 宛米高は「入込地」分を除く<br>要源太夫居屋敷(1828坪8合6勺)<br>宛米高は要源太夫居屋敷分を除く<br>「要源太夫所持高之内、内高之者」<br>享和2年(1802)「分ヶ高」高持分 |
|        | 畑地       | 4.7435  | 10.576    | 2611坪7合5勺            |                                                                                                  |
|        | 屋敷地      | 11.8981 | 23.8033   | 6225坪7合7勺            |                                                                                                  |
|        | 内高       | 25.6535 |           |                      |                                                                                                  |
|        | 分ヶ高      | 46.3077 |           |                      |                                                                                                  |
| 源太夫所持高 | 182.3427 |         |           |                      |                                                                                                  |
| 村内新田畑  | 23.418   | 52.035  | 8154坪5合2勺 | 分米は「新田畑樹木畑共源太夫分」より引用 |                                                                                                  |
| 他村分    | 小瀬村地     |         | 1.50      | 323坪3合2勺             | 宛米高と有畝は神前村田地のみ算出<br>畠中村幾右衛門株<br>樹木畑を含む<br>分米は畠中村分                                                |
|        | 石才村地     |         | 1.85      | 293坪1合3勺             |                                                                                                  |
|        | 海塚村地     |         | 2.40      | 337坪7合               |                                                                                                  |
|        | 脇浜村地     |         | 4.35      | 618坪3合1勺             |                                                                                                  |
|        | 加治村地     |         | 1.00      | 170坪1合2勺             |                                                                                                  |
|        | 神前村地     | 25.5954 | (25.75)   | (3671坪8合3勺)          |                                                                                                  |
|        | 神前村より買地  |         | 3.5353    | 884坪48合              |                                                                                                  |
|        | 地藏堂村新田畑  | 3.867   |           |                      |                                                                                                  |
|        | 大池新田畑    | (2.51)  |           |                      |                                                                                                  |
|        | 七山村新田畑   | 2.523   |           |                      |                                                                                                  |
| 三松村新田畑 |          | 9.85    |           | 山林を含む                |                                                                                                  |

註(1): 文政11年「田畑宛米帳」、同「田畑屋敷坪数帳」、同「名寄帳」、同「御年貢米算用通帳帳」(みI-28、みJ-36、みO-48、し-224)より作成。空欄は記載無し。

註(2): 年貢算用帳簿の要源太夫所持高は187.0954石(川成引高を差し引くと182.3434石)だが、「名寄帳」の数値に準拠した。「入込地」分は、分米高2.2165石である。

表9 水掛けり別所持地(要源太夫家)

| 使用引水樋 | 要家所持地 |       | 畠中村<br>全筆数 |
|-------|-------|-------|------------|
|       | 筆数    | (%)   |            |
| 壺ノ戸   | 3     | 11.1  | 27         |
| 今池うて樋 | 4     | 11.1  | 36         |
| 今池大樋  | 23    | 100.0 | 23         |
| 今池北樋  | 46    | 85.2  | 54         |
| 梅ノ坪   | 9     | 25.7  | 35         |
| 菰池うて樋 | 5     | 20.0  | 25         |
| 菰池大樋  | 28    | 43.1  | 65         |
| 菰池大樋南 | 7     | 10.6  | 66         |
| 菰池新樋  | 3     | 7.9   | 38         |

註: 文化8年「宛米坪数帳」1番~5番より作成。

(まA3-2、まA3-3、まA3-9、まA3-25、まA3-26)

家の土地である「内高」は「一步役米」が課されるため、一家中はその特権を得ることができた。彼らは高持であることが多く、自身の所持地に加えて「内高」分を「所持」していた。このように、一家中は要家一族として一定の優遇がされていたことが分かる。また、「分ヶ高」とは、享和二年(一八〇二)に要家が手余り地の解消を目的に、数名の畠中村小作人を「分ヶ高」高持へ取り立て、配分した土地である<sup>29)</sup>。ところで、所持地の耕地配置についても若干

附言しておきたい。表9は、要家所持地の一筆一筆がどの樋から引水されているのか（水掛り地）を一覧にしたものである。これによれば、圧倒的に「今池大樋」と「今池北樋」が多いことが分かる。ただ、樋の場所を明確に示した史料は残存していないため、その良し悪しは分からない。しかし、このように要家が特定の水掛り地を占有している状況は、要家がある程度所持地の選定を行っていたと考えられるのではなからうか。他方、文化八年（一八一）段階で、要家は畠中村の屋敷地八四筆のうち三二筆を所持しており、貸し与えている村民から小作地として宛米を徴収していた<sup>30)</sup>。さらに要家は畠中村新町にも屋敷地九筆を所持し、借屋層から家賃を得ていた<sup>31)</sup>。

以上、本章では畠中村の村落構造と要家一族の存在形態を把握した。そこで次章では、要家の地主経営に言及したい。要家の経営は、①土地集積期（宝永期以前）、②地主経営成長・安定期（正徳期から文政期）、③豪農成長期（天保期以降）に大別できるが、本稿では②期を検討する<sup>32)</sup>。

## 第二章 要家の地主経営

### 一、小作地・手作地の転換

本節では、要家の小作・手作経営の動向を把握したい。それを知り得る史料として、享和二年（一八〇二）の嘆願書を取り上げる<sup>33)</sup>。

御高百八拾式石三斗四升四合式勺数十年來私所持仕、御蔭ヲ以御田地相續仕難有仕合ニ奉存候、然ル<sup>①</sup>所十七八ヶ年以前迄ハ手作と申候而ハ、漸式町余りならて者手作不仕、其余ハ宛作仕少々之作間も有之、宛米杯も相応ニ相納メ候ニ付、御田地相續仕来り候、然ル<sup>②</sup>ニ天明時分々此方宛米不宛り相成り、稀ニ宛候而も下作人共一向御年貢不埒仕候故、不得止事近年者六七町も手作仕候様ニ成行、御田地修理等行不届欠荒ニ相成候ニ付、無是非高給之

男女召抱以前〜とハ失墜過半相増、其上食事等も飽飯給不申様相成り、猶又近年ハ不熟旁作間逆ハ当時一向無御座、年々追詰り甚難波仕、千万數ヶ敷罷居候

右の史料から要家の地主経営について、以下のように整理することができる。天明期以前は、手作地が少なく小作地からの宛米で経営を行っていたが(①)、天明期以降、小作人による宛米(または年貢分)の不納が問題化し(②)、小作人を確保できても「御年貢不埒」が横行する状況であった。そのような小作人増長のために、要家は手作地を増加させたが(③)、人手不足で「御田地修理等」が行き届かなくなる(④)。そこで要家は、仕方なく高給な農業奉公人を雇うものの、飽飯を拒否するような高慢な奉公人によって、要家の経営は益々悪化していった(⑤)。このように要家の経営戦略は、小作人確保の人的問題と、労賃・肥料代高騰といった経済的問題に規定されていた<sup>64)</sup>。そこで、要家が実際にどの程度手作地・小作地を転換していたのかを示したものが図1である<sup>65)</sup>。この表から、①小作地と手作地はおよそ反比例の傾向をみせていること、②享和二年(一八〇二)の「分ヶ高」高持取り立て

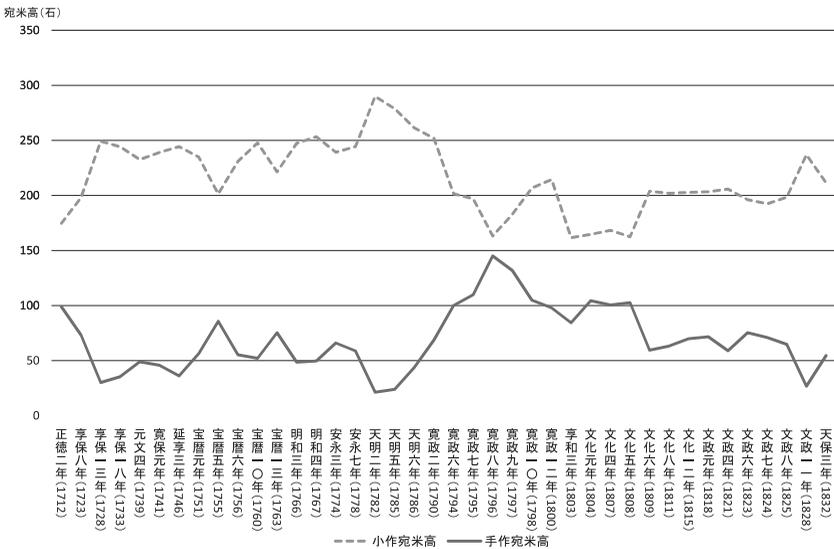


図1 要家の小作・手作宛米高の変遷

表 10 要家の地主小作経営における小作人居住地

単位：宛米高（人数）

| 年次            | 小作宛米高の内訳（小作人居住地別） |            |              |              |              |                 |
|---------------|-------------------|------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
|               | 町方                | 脇浜村        | 加治村          | 神前村          | 畠中村          | 他村              |
| 正徳 2 年 (1712) | 40.6121 (33)      | 3.7 (4)    | 38.7698 (20) | 12.210 (10)  | 79.3168 (47) |                 |
| 享保 8 年 (1723) | 52.9051 (33)      | 4.7 (4)    | 27.9998 (18) | 25.670 (9)   | 86.8288 (47) |                 |
| 享保13年 (1728)  | 71.4151 (32)      | 6.2 (4)    | 32.1304 (18) | 27.170 (11)  | 112.392 (55) |                 |
| 享保18年 (1733)  | 60.3151 (30)      | 6.4 (4)    | 29.7753 (16) | 33.162 (13)  | 114.49 (55)  |                 |
| 元文 4 年 (1739) | 41.2151 (29)      | 29.85 (11) | 28.4763 (17) | 24.012 (11)  | 109.044 (54) |                 |
| 寛保元年 (1741)   | 35.9951 (30)      | 29.25 (9)  | 28.7037 (15) | 22.062 (10)  | 123.064 (55) |                 |
| 延享 3 年 (1746) | 64.2651 (39)      | 12.75 (7)  | 24.9137 (15) | 11.812 (11)  | 130.684 (60) |                 |
| 宝暦元年 (1751)   | 48.2151 (35)      | 9.85 (6)   | 24.0437 (13) | 22.112 (12)  | 130.839 (63) | 2.4 (1) 鳥羽村     |
| 宝暦 5 年 (1755) | 36.3651 (29)      | 14.3 (8)   | 21.6029 (12) | 12.118 (12)  | 116.987 (64) |                 |
| 宝暦 6 年 (1756) | 41.1651 (33)      | 27.9 (12)  | 25.1379 (14) | 18.452 (14)  | 118.422 (65) |                 |
| 宝暦10年 (1760)  | 40.8451 (32)      | 33.85 (13) | 26.455 (13)  | 21.362 (15)  | 125.13 (59)  |                 |
| 宝暦13年 (1763)  | 61.2331 (38)      | 23.45 (8)  | 23.8139 (12) | 9.462 (10)   | 103.49 (58)  | 1.5 (1) 福田村     |
| 明和 3 年 (1766) | 60.4951 (39)      | 19.05 (9)  | 20.3139 (11) | 24.152 (15)  | 123.343 (70) | 1.5 (1) 福田村     |
| 明和 4 年 (1767) | 59.0451 (37)      | 18.15 (8)  | 22.6215 (13) | 20.9091 (15) | 132.674 (70) | 1.5 (1) 福田村     |
| 明和 8 年 (1771) | 49.9451 (37)      | 21.54 (8)  | 19.1689 (13) | 21.142 (13)  | 146.117 (64) | 1.5 (1) 福田村     |
| 安永 3 年 (1774) | 47.5901 (33)      | 22.0 (10)  | 13.5827 (9)  | 23.592 (14)  | 132.546 (67) | 1.5 (1) 福田村     |
| 安永 7 年 (1778) | 38.5151 (29)      | 25.0 (11)  | 15.2779 (10) | 21.088 (13)  | 144.49 (66)  | 3.5 (2) 福田村、石才村 |
| 天明 2 年 (1782) | 30.4821 (25)      | 32.05 (16) | 20.0539 (11) | 33.138 (17)  | 174.163 (68) | 3.5 (2) 福田村、石才村 |
| 天明 5 年 (1785) | 28.9121 (24)      | 29.35 (16) | 17.6539 (10) | 35.838 (17)  | 166.879 (64) | 3.5 (2) 福田村、石才村 |
| 天明 6 年 (1786) | 26.3721 (25)      | 30.15 (15) | 17.6539 (11) | 27.638 (14)  | 159.583 (63) | 3.5 (2) 福田村、石才村 |
| 寛政 2 年 (1790) | 26.8221 (25)      | 40.0 (13)  | 8.3499 (8)   | 32.242 (21)  | 144.601 (70) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政 6 年 (1794) | 29.7821 (27)      | 33.5 (12)  | 6.6499 (8)   | 17.292 (12)  | 114.308 (62) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政 7 年 (1795) | 29.3421 (24)      | 36.3 (12)  | 7.4499 (9)   | 12.922 (10)  | 110.983 (66) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政 8 年 (1796) | 26.3421 (24)      | 32.5 (12)  | 6.6499 (7)   | 8.122 (10)   | 89.6476 (64) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政 9 年 (1797) | 23.9421 (24)      | 39.9 (16)  | 11.8499 (9)  | 21.827 (12)  | 85.1896 (58) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政10年 (1798)  | 30.9321 (28)      | 36.5 (14)  | 11.7999 (9)  | 30.912 (12)  | 96.6956 (64) | 1.5 (1) 福田村     |
| 寛政12年 (1800)  | 32.0481 (26)      | 40.55 (16) | 16.4999 (10) | 29.722 (13)  | 95.7036 (64) | 1.5 (1) 福田村     |
| 享和 3 年 (1803) | 19.8381 (23)      | 29.95 (15) | 6.6499 (7)   | 30.392 (18)  | 74.7988 (69) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化元年 (1804)   | 19.2217 (21)      | 29.3 (13)  | 6.5299 (6)   | 37.462 (21)  | 72.206 (62)  | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化 4 年 (1807) | 18.2217 (20)      | 34.5 (11)  | 6.5299 (6)   | 31.842 (22)  | 77.2416 (63) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化 5 年 (1808) | 19.7217 (21)      | 32.1 (11)  | 6.5299 (6)   | 26.932 (21)  | 77.2616 (58) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化 6 年 (1809) | 17.3217 (20)      | 29.8 (10)  | 6.5299 (6)   | 47.532 (21)  | 102.736 (58) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化 8 年 (1811) | 17.3217 (17)      | 29.8 (10)  | 6.7999 (7)   | 46.662 (20)  | 101.353 (53) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文化12年 (1815)  | 14.4217 (17)      | 36.25 (13) | 6.8399 (8)   | 36.172 (22)  | 109.211 (57) | 1.5 (1) 福田村     |
| 文政元年 (1818)   | 16.5717 (20)      | 33.9 (12)  | 9.2399 (9)   | 30.812 (21)  | 112.813 (62) | 1.5 (2) 福田村     |
| 文政 4 年 (1821) | 15.5217 (18)      | 27.55 (12) | 9.2399 (10)  | 38.312 (21)  | 115.283 (61) | 1.5 (2) 福田村     |
| 文政 6 年 (1823) | 13.8717 (17)      | 18.25 (8)  | 8.1369 (8)   | 47.3122 (21) | 108.496 (62) | 1.5 (2) 福田村     |
| 文政 7 年 (1824) | 15.1217 (17)      | 19.1 (9)   | 8.0969 (8)   | 40.1159 (20) | 109.947 (64) | 1.5 (2) 福田村     |
| 文政 8 年 (1825) | 15.1217 (16)      | 19.15 (9)  | 8.1699 (8)   | 40.1159 (20) | 115.872 (64) | 1.5 (2) 福田村     |
| 文政11年 (1828)  | 16.3717 (17)      | 22.15 (9)  | 8.1699 (8)   | 60.1659 (24) | 130.162 (65) | 1.5 (2) 福田村     |
| 天保 3 年 (1832) | 13.7983 (20)      | 25.8 (9)   | 7.5099 (8)   | 52.672 (21)  | 111.736 (66) | 6.33 (3) 福田村、嶋村 |

近世中後期和泉における地主経営と村落

註(1)：各年の「田畑宛米帳」より作成。村外新田畑の宛米高は算出していない。

註(2)：括弧内は要家と小作契約関係にある小作人数を示す。

要家の小作人（畠中村）が【表 1】の小作人より多いのは、高持百姓も要家の小作をしているからである。

註(3)：町方とは、畠中村新町・脇浜村新町・海塚村新町（海塚村）・貝塚寺内町を示す。

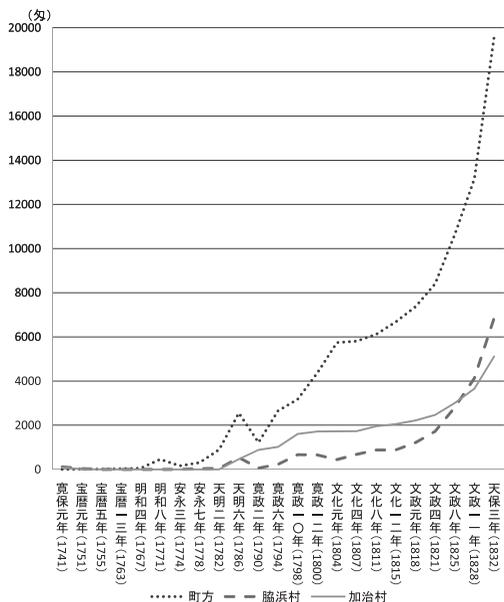


図2 「古未進」滞納額

の際、小作宛米高は約五〇石減少していること、③小作経営規模は天明期を最盛期とする一方、寛政期にかけて減少傾向にあること、④反対に手作経営は寛政期が最大規模であること、⑤文化後期から文政期は比較的変動が少ないこと等が明らかになる。こうした傾向は、偏に要家の土地集積が少くないことに規定されているが、幕末期への成長過程として単線的に把握できないことが重要であろう。すなわち、このような小作地・手作地転換の要因を、一八世紀中期を起点とする農民層分解の進展等の一般的契機に求めることはできない。今井林太郎・八木哲浩各氏が、上層農民における手作・小作経営の併存を指摘しているが、その併存・割合の規定性をより検討する必要がある<sup>80)</sup>。そこで、その手掛かりとして小作人の居住地を把握したい。

要家が編成する小作人の居住地を年次別に集計したものが表10である<sup>81)</sup>。ここで注目されるのは、町方・加治村の小作人減少が著しいことである。脇浜村も最盛期に比べれば減少傾向にある。また、小作人と小作規模を勘案すると、町方・加治村は減少傾向に合わせである程度固定化している。一方、島中村の小作規模は変動が激しく、神前村の小作人と小作規模は増加している。こうした様相の原因として未進滞納状況がある。宛米未進が発生すると要家が立て替える形になるが、翌年になっても完済されない場合、その未進分は「古未進」として登録される。そのため、「古未進」が増加するほど、未進滞納額が大きくなる。図

2をみると、圧倒的に町方の小作人が多く、滞納額は利息分を含め一八貫を超えている<sup>(38)</sup>。その増加傾向は、小作人減少過程と比例していることが明らかである。とりわけ、宝暦二年（一七五二）には要家が貝塚小作人の宛米不納を藩に訴えており、貝塚小作人の宛米不納が既に問題視されていた<sup>(39)</sup>。同史料によれば、畠中村・神前村の八八石余が貝塚町人によって小作されており、要家のみならず両村にとって貝塚町人は重要な農業労働力であった。しかし、要家は確実に宛米収入を得るために、他村・町方小作人を精選し減少させた。代わって要家は、自身が庄屋を勤める神前村の小作人へ依存することになる<sup>(40)</sup>。このような要家の小作人編成は、他村へ展開するものではなく、逆に縮小化を目指すものであった<sup>(41)</sup>。もつとも、天保期以降、再度他村小作人を編成していく傾向は留意する必要がある<sup>(42)</sup>。縮小化を目指すでも、結局他村小作人へ農業労働力を求める姿は、小作人確保の難しさを表していよう。

以上から、小作地・手作地の転換は、経済的諸問題だけでなく、小作人の宛米不納・未進滞納状況に規定されていたことが明らかになった。要家は確実な宛米収入のために、時には手作地を増加させ、時には小作人を精選し経営を縮小させた。ただ、小作人の限定は要家による一方的なものではない。小作人減少の背景には、就業の機会が多く、ある程度農業と諸稼ぎを選択できた町人・当村百姓側の経営戦略が内在していた<sup>(43)</sup>。つまり、要家は小作人の宛米不納と小作人不足という二重苦に規定され、経営方針を定めていたのである。このような経営転換のもと、宛米上納を促進する減免はどのように行われていたのか。次節で検討したい。

## 二、地主経営における減免

本節では、実納小作料について検討し、減免が持つ性格について把握したい。減免の方法は、「免引」・「定米引」・「追免」（用捨）に大別できる。まず「免引」は、その年の収穫量を把握し、小作人ごとに「稲方見分帳」へ書き上げ、たうえで、減免率を決定する方法である<sup>(44)</sup>。これは、竹安氏のいう見立小作料の一形態であろう<sup>(45)</sup>。もつとも、その

減免対象が小作人全員ではないことに留意しなければならない。あくまでも「免引」は、旱損によって不作に陥った小作人に適用される一年限りの減免であった<sup>66)</sup>。続いて「定米引」は、竹安氏のいう定免小作料（契約小作料の定免）であり、要家と小作契約を結ぶ時に決定された<sup>67)</sup>。例えば、寛政元年（一七八九）に契約を結んだ畠中村六左衛門の小作証文には、「右之田地当酉年々来ル午年迄十ヶ年限定請ニ仕候」、「右定米毎年十二月廿日限ニ無滞上納可仕候」と記されている<sup>68)</sup>。「定米引」は、要家側からすれば長期契約による小作人確保・確実な宛米収納のための減免措置であり、小作人側からすれば長期減免を獲得できた。また、「定米引」・「免引」後の収納過程で「追免」（用捨）が行われる時があり、この「追免」後の宛米が要家に納められる宛米、すなわち竹安氏のいう実納小作料に当たる。

では、実際にどの程度各減免方法が適用されたかをみてみよう。表11をみると、天明期を境として「免引」形態から「定米引」形態への移行がみられることが分かる。もともと、「免引」が併存していることには留意しなければならないが、一年限りの見取り方式から長期契約の定免へ転換したことは注目に値する。天明期は、飢饉による危機的状況のなかで、要家が経営の見直しを図り、減免方法を模索する段階であった。とりわけ、高持退転と小作人の離村といった農業労働力不足に悩まされていた天明・寛政期以降、要家は継続的に小作人を確保するため、長期契約である「定米引」を積極的に取り入れている<sup>69)</sup>。しかし、そうした要家の思惑に反し、小作地を放棄する小作人が多数存在した。畠中村・神前村の「定米引」変動の激しさは、小作地・手作地変動の激しさを示している。そこで、要家は小作人確保のために、小作契約時に干鰯代を貸し付ける戦略を取るのである<sup>70)</sup>。こうした要家による経営戦略は、いかに小作人の確保が難しいかを物語っているといえる。

また、要家と小作人の関係に関して若干附言しておきたい。文政期には要家から干鰯代の借用をしない代わりに、減免率を上げようとする小作人が出現する。例えば、去年まで約一割八分の定免を得ていた畠中村惣左衛門は、「干鰯代遣し候処、右を止ニ致し忒損之相對也」と、二割の定免を獲得している<sup>71)</sup>。文政六年（一八二三）には、高田屋

表 11 要家の小作経営における「免」の内訳

単位：宛米高（人数）

| 年次          | 町方          |           |          | 脇浜村・加治村・他村 |            |           | 畠中村・神前村     |             |             |
|-------------|-------------|-----------|----------|------------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|
|             | 免引          | 定米引       | 追免・用捨    | 免引         | 定米引        | 追免・用捨     | 免引          | 定米引         | 追免・用捨       |
| 正徳 2年(1712) | 2.55 (6)    |           |          | 5.42 (7)   |            |           | 8.517 (21)  | 1.00 (1)    | 0.02 (1)    |
| 享保 8年(1723) | 0.66 (7)    |           |          | 0.30 (3)   |            | 0.03 (1)  | 2.923 (21)  |             |             |
| 享保13年(1728) | 11.359 (19) |           |          | 5.17 (13)  |            | 0.08 (2)  | 16.966 (46) |             |             |
| 享保18年(1733) | 2.8334(12)  |           |          | 0.82 (4)   |            | 0.08 (2)  | 3.876 (17)  |             | 0.20 (1)    |
| 元文 4年(1739) | 1.68 (9)    |           |          | 1.47 (9)   |            |           | 2.7272(31)  |             |             |
| 寛保元年(1741)  | 0.71 (7)    |           |          | 3.09 (8)   |            | 0.03 (1)  | 7.258 (36)  |             | 0.10 (2)    |
| 延享 3年(1746) | 1.8235 (7)  |           | 0.13 (2) | 1.585 (4)  |            | 0.03 (1)  | 13.0272(45) |             | 0.40 (4)    |
| 宝暦元年(1751)  | 0.05 (1)    |           |          | 0.05 (1)   |            |           | 0.20 (3)    |             | 0.04 (1)    |
| 宝暦 5年(1755) | 0.69 (4)    |           | 0.18 (3) | 2.25 (7)   |            | 0.05 (1)  | 8.1502(42)  |             | 0.19 (2)    |
| 宝暦 6年(1756) | 2.359 (15)  |           |          | 4.767 (16) |            | 0.54 (6)  | 15.0642(50) |             | 1.066 (9)   |
| 宝暦10年(1760) | 0.944 (8)   |           | 0.08 (1) | 5.38 (13)  |            | 0.24 (3)  | 10.449 (42) |             | 2.6862 (5)  |
| 宝暦13年(1763) | 3.91 (15)   |           | 0.059(4) | 3.37 (8)   |            | 0.10 (1)  | 9.314 (37)  |             | 0.17 (4)    |
| 明和 3年(1766) | 2.95 (13)   |           | 0.18 (2) | 3.90 (8)   |            |           | 11.736 (41) |             | 0.15 (4)    |
| 明和 4年(1767) | 3.90 (12)   |           | 0.465(7) | 2.65 (8)   |            | 0.05 (1)  | 16.9045(39) |             | 1.81 (19)   |
| 明和 8年(1771) | 5.672 (26)  |           | 0.05 (1) | 2.538 (12) | 0.50 (3)   | 0.05 (1)  | 18.335 (47) | 0.55 (2)    | 0.306 (9)   |
| 安永 3年(1774) | 4.375 (12)  |           |          | 5.27 (9)   | 0.20 (1)   |           | 13.963 (48) | 0.30 (2)    | 0.595 (14)  |
| 安永 7年(1778) | 4.473 (11)  | 0.4 (1)   | 0.10 (2) | 3.71 (10)  | 0.75 (3)   | 0.41 (2)  | 17.4255(38) | 3.79 (9)    | 2.462 (19)  |
| 天明 2年(1782) | 7.9544(13)  | 0.82 (3)  | 2.408(9) | 4.2945 (8) | 4.2034(12) | 1.6117(7) | 13.277 (25) | 19.6076(45) | 24.7733(57) |
| 天明 5年(1785) | 1.575 (5)   | 0.57 (2)  |          | 2.34 (5)   | 3.0914 (7) | 0.30 (1)  | 9.13 (26)   | 19.422 (43) | 0.15 (1)    |
| 天明 6年(1786) | 5.6562(14)  | 0.55 (1)  |          | 6.8486 (8) | 3.5254(10) |           | 29.513 (37) | 18.489 (41) | 0.074 (2)   |
| 寛政 2年(1790) | 0.31 (3)    | 1.04 (4)  |          | 0.40 (2)   | 5.738 (11) |           | 2.5564(12)  | 23.7181(63) | 0.304 (2)   |
| 寛政 6年(1794) |             | 1.929 (8) | 0.10 (1) | 0.10 (1)   | 4.808 (11) | 0.40 (1)  | 1.032 (4)   | 17.667 (46) |             |
| 寛政 7年(1795) | 1.00 (2)    | 1.8 (4)   |          | 0.89 (4)   | 4.908 (12) | 0.04 (1)  | 6.172 (14)  | 14.8145(39) | 0.238 (2)   |
| 寛政 8年(1796) | 0.35 (2)    | 1.85 (5)  | 0.05 (1) | 0.10 (1)   | 4.708 (10) |           | 5.169 (16)  | 11.482 (38) | 0.256 (4)   |
| 寛政 9年(1797) | 0.30 (3)    | 1.45 (5)  |          | 1.63 (4)   | 5.878 (12) | 0.045 (2) | 5.1245(16)  | 12.8368(34) | 0.149 (4)   |
| 寛政10年(1798) | 0.685 (4)   | 2.495 (8) |          | 1.10 (2)   | 6.018 (13) |           | 4.007 (12)  | 17.7025(39) |             |
| 寛政12年(1800) | 0.795 (5)   | 2.7345(8) |          | 0.35 (1)   | 8.422 (17) |           | 3.5174(11)  | 17.2712(39) |             |
| 享和 3年(1803) | 0.53 (4)    | 0.68 (3)  |          | 0.50 (3)   | 6.288 (15) |           | 1.7785 (9)  | 15.0886(37) |             |
| 文化元年(1804)  | 0.65 (4)    | 0.68 (3)  |          | 1.32 (2)   | 4.716 (12) | 0.80 (4)  | 2.1394(11)  | 21.0539(42) | 0.6905 (6)  |
| 文化 4年(1807) | 0.525 (4)   | 1.18 (4)  | 0.15 (1) | 0.56 (2)   | 5.538 (12) | 0.40 (1)  | 4.1305(15)  | 20.3461(44) | 0.72 (2)    |
| 文化 5年(1808) | 0.32 (2)    | 1.18 (4)  | 0.10 (1) | 0.89 (2)   | 5.138 (12) |           | 3.416 (17)  | 17.2911(41) |             |
| 文化 6年(1809) | 0.30 (3)    | 0.8 (4)   |          | 0.60 (1)   | 4.738 (11) |           | 0.855 (6)   | 27.1492(51) |             |
| 文化 8年(1811) | 0.335 (4)   | 0.8 (4)   |          | 0.36 (3)   | 4.738 (11) |           | 2.052 (13)  | 27.0212(50) |             |
| 文化12年(1815) | 0.20 (1)    | 0.7 (3)   | 0.527(2) | 0.216 (4)  | 6.182 (14) |           | 0.995 (5)   | 25.8649(51) |             |
| 文政元年(1818)  | 0.15 (1)    | 1.0375(4) |          | 0.466 (4)  | 6.754 (15) |           | 0.875 (5)   | 28.0317(52) |             |
| 文政 4年(1821) | 0.20 (1)    | 0.4 (2)   |          | 0.766 (8)  | 5.439 (11) |           | 0.9939 (5)  | 29.5847(56) |             |
| 文政 6年(1823) | 0.63 (1)    | 0.4 (2)   |          | 1.5346 (6) | 3.67 (9)   |           | 5.314 (21)  | 29.7067(52) |             |
| 文政 7年(1824) | 0.66 (2)    | 0.4 (2)   |          | 0.6646 (3) | 3.67 (9)   |           | 0.975 (5)   | 29.0942(55) |             |
| 文政 8年(1825) | 0.2466 (2)  | 0.37 (1)  |          | 0.7795 (7) | 3.678 (10) |           | 1.6492 (7)  | 29.6942(56) |             |
| 文政11年(1828) | 0.33 (2)    | 0.37 (1)  |          | 1.3901(11) | 4.278 (10) |           | 5.7163(52)  | 40.2403(61) |             |
| 天保 3年(1832) | 0.03 (1)    |           |          | 0.286 (6)  | 5.9125(10) |           | 2.8192 (5)  | 33.5658(52) |             |

註(1)：各年の「田畑宛米帳」より作成。村外新田畑は算出していない。

註(2)：括弧内は「免」を適用された人数。町方は、畠中村新町・脇浜村新町・海塚村新町（海塚村）・貝塚寺内町を示す。

近世中後期和泉における地主経営と村落

四四

利吉の「古未進」分を「此度沢屋作兵衛殿、徳ノ清兵衛殿、桶屋惣八ヲ以段々相歎申候二付、用捨いたし遣し相済申候」と、町人が連名で要家にその用捨を訴えている<sup>62</sup>。他方、要家側が小作地を取り上げる場合も存在した。「当年干損二付、相對難出来上り田二相成り苧取申候事」と、収穫高が宛米高を大きく下回った場合、小作人が小作地を放棄することが許されている<sup>63</sup>。つまり、要家と小作人の交渉が上手くいかなかった場合、要家は収穫高を全て没収する代わりに、宛米納入を免じているのである。一面的には要家の一方的な没収にみえるが、没収された小作人は次年度以降も異なる土地で小作しており、小作人に配慮した行為ともいえる。こうした動向が文政期に頻出することは、小作人側の巧みな戦略性や、地主と小作人関係の緊張がより顕在化した時期だといえるのではなからうか。

ところで、減免率の変動を示した図3をみれば、天明期以前と違い、畠中村・神前村の減免率が高くなっているのが分かる。天明期以降、両村百姓の離村化が問題視されていたなかで、自身が庄屋を勤める村には、小作人への融通的性格が強かったといえよう。

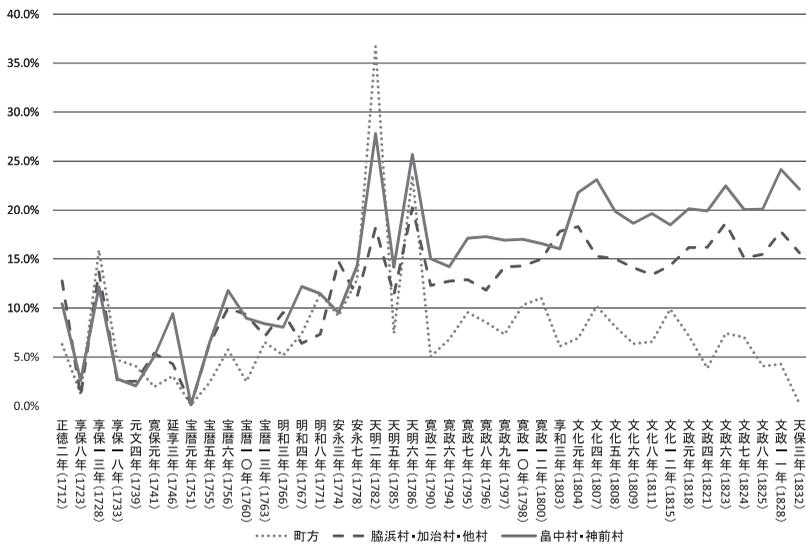


図3 宛米減免の比率

三、手作地の条件とその特質

前節では、小作料減免の性格を把握すること、地主と小作人の緊張関係をみたが、本節では要家の手作地の条件について附言しておきたい。

要家の所持地のなかで、縄延びの大きい土地をどの程度手作地として組み込んでいるかを示したものが表12である。例えば、宛米一石当たりの分米高が〇・五石の場合、宛米高は分米高の二倍となり、分米高を基準に年貢負担することを勘案すると、利徳分が大きいことが分かる。すなわち、宛米一石当たりの分米高が低ければ低いほど、縄延びの大きい、条件の良い土地であることになろう。表の見方として要家は、文政一一年（一八二八）段階で、宛米一石当たりの分米高〇・六石余の土地を一二・六石分手作地として所持し、約五二石分を小作へ出していたことになる。この文政一一年のみ各小作地の宛米高が判別し得たので、それを目安として表を概観すると、①宛米一石当たり〇・七石以上の比較的条件の悪い土地を多く小作へ出していること、②文化前

表12 要家の手作地内訳と条件

単位：宛米高

| 年次          | 宛米1石当たりの分米高（今高） |         |          |         |         | 村内<br>新田 | 村外地     | 畑屋<br>敷地  | 不明       |
|-------------|-----------------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|-----------|----------|
|             | 0.3石～           | 0.5石～   | 0.6石～    | 0.7石～   | 0.8石～   |          |         |           |          |
| 享和3年(1803)  |                 | 23.13   | 6.8      | 2.3     |         | 36.55    | 9.05    | 0.2       | 6.4      |
| 文化元年(1804)  | 0.666           | 26.43   | 13.95    | 3.6     | 0.5     | 40.5     | 13.9    | 0.2       | 4.7      |
| 文化4年(1807)  | 0.66            | 26.48   | 20.15    |         | 0.5     | 39.95    | 7.8     | 1.5       | 3.3      |
| 文化5年(1808)  | 0.664           | 28.18   | 24.25    | 1.3     | 0.5     | 36.05    | 10.2    | 0.2       | 1.8      |
| 文化6年(1809)  | 0.664           | 6.88    | 7.35     |         | 0.5     | 35.55    | 7.15    | 0.2       | 1.3      |
| 文化7年(1810)  |                 | 6.88    | 8.55     |         | 0.5     | 36.7     | 7.15    | 0.9       | 1.4      |
| 文化8年(1811)  |                 | 6.93    | 8.55     |         | 0.5     | 36.25    | 8.75    | 1.0       | 1.2      |
| 文化12年(1815) |                 | 17.08   | 10.8806  |         | 0.5     | 26.25    | 12.6    | 1.6       | 1.1      |
| 文政元年(1818)  |                 | 20.98   | 11.3     |         | 0.5     | 25.55    | 12.5    |           |          |
| 文政4年(1821)  |                 | 11.78   | 13.45    | 2.1     |         | 9.75     | 19.0    | 1.28      | 1.7      |
| 文政6年(1823)  |                 | 19.88   | 19.7     | 1.573   | 2.1     | 4.85     | 18.4    | 2.08      |          |
| 文政7年(1824)  |                 | 19.88   | 19.6     | 1.573   |         | 4.5      | 23.3    | 2.08      |          |
| 文政8年(1825)  |                 | 19.08   | 19.6     | 1.54    |         | 1.6      | 20.95   | 2.08      |          |
| 文政11年(1828) |                 | 2.33    | 12.6     | 2.1     |         | 9.05     |         | 0.2       | 0.5      |
| 同年(所持小作地)   | (0.665)         | (28.25) | (52.905) | (16.81) | (17.58) | (42.985) | (36.85) | (33.3793) | (3.8692) |
| 文政13年(1830) |                 | 14.63   | 18.2     |         |         | 16.0     | 9.85    | 1.4784    |          |
| 天保3年(1832)  |                 | 6.6     | 14.45    | 2.1     |         | 16.65    | 9.15    | 0.9484    | 2.6      |

註(1)：各年の「田畑宛米帳」、文政11年「名寄帳」、同「田畠屋敷坪数帳」より作成。

註(2)：村内新田とは、畠中村・神前村内に所持する新田を示す。

註(3)：各地字の分米特定は、畦直しヤ一坪当たりの宛米高を勘案した上で、確定できる地字のみを算出した。

期は、条件の良い土地を手作地として多く保持していること、③文政中期を除いて、年貢率が低い新田を多く手作地に組み込んでいること<sup>54)</sup>、④管理が及びにくい村外地は、平均して三割程が手作地となっていること等が明らかになる。

手作地の場合、年貢分は要家が負担するため、年貢負担の少ない土地、すなわち縄延びの大きい土地を持つことは、要家にとって有利であった。そのため、一定の手作経営を行う要家は、限られた所持地のうち縄延びの大きい土地を手作地に組み込み、相対的に縄延びの小さい土地を小作へ出していた。一方、小作地の場合、年貢分は小作人が負担するため、要家の宛米収入は変わらない。縄延びの小（宛米高と分米高の斗代差）による作徳は所詮地主取り分の源泉でしかなく、小作人側はその利徳を享受し得なかった。なぜなら、宛米一石の土地を小作したとして、縄延びの大小に限らず、小作人は宛米一石を地主へ納めなければならぬからである。では、文化後期の縄延びの大きい土地の放出は、何を意味するのか。

表13は、宛米一石当たりの肥料代を示したものである。残念ながら文化前期の様相は分からないが、文政六年（一八二三）を除いてそれほど増減はない。確かに、同年は手作地を増やしており（図1）、肥料代の低減と手作地の増加を一応関連付けることができる。しかし、巨視的にみれば図1・表12ともに連動性は少ない<sup>55)</sup>。そこで注目したいのは、文化六年（一八〇九）前後における町方への「助高」願いである<sup>56)</sup>。これ

表13 要家手作地の内訳と肥料代

| 年次          | 稲作         |                 | 綿作         |                 | 雑穀         |
|-------------|------------|-----------------|------------|-----------------|------------|
|             | 宛米高<br>(石) | 肥料代<br>(匁/宛米1石) | 宛米高<br>(石) | 肥料代<br>(匁/宛米1石) | 宛米高<br>(石) |
| 文化7年(1810)  | 53.98      | 6.20            | 6.60       |                 | 1.50       |
| 文化12年(1815) | 57.3106    | 9.20            | 9.20       | 17.25           | 3.50       |
| 文政元年(1818)  | 59.48      | 8.16            | 9.55       | 17.50           | 2.45       |
| 文政4年(1821)  | 46.60      | 7.01            | 8.83       | 18.05           | 3.63       |
| 文政6年(1823)  | 59.53      | 3.10            | 5.10       | (12.55)         | 3.903      |
| 文政7年(1824)  | 58.00      | (7.53)          | 8.98       | 19.40           | 3.903      |
| 文政8年(1825)  | 53.48      | 6.82            | 9.00       | 18.10           | 2.37       |
| 文政11年(1828) | 25.05      | 7.50            | 4.83       | 21.50           | 1.90       |
| 文政13年(1830) | 50.83      | 11.00           | 7.10       | 17.50           | 2.1784     |
| 天保3年(1832)  | 45.15      | 7.90            | 6.00       | 18.76           | 1.3484     |

註(1):各年の「田畑宛米帳」より作成。

註(2):括弧内の数値は、総額しか判明しなかったため宛米高から逆算した。

は、海塚村・畠中村・加治村・脇浜村の庄屋が連名で、四ヶ村新町と貝塚寺内町へ「御田地手余り旁持合支配」をす  
るよう藩へ願ひ出たものである。すなわちこの願ひ出は、「近年来追々町方へ出」ていく高持が頻出したため、増大  
した手余り地を在郷町・貝塚寺内町の町人に耕作して欲しいというものだった。ここで問題となっているのは高持の  
離村だが、手余り地の解消を町方労働力に求めるということは、在村の小作人不足も問題化していたことになる。天  
明期以降頻出する離村によって、文化期における畠中村の小作人減少が著しいことは既述したが（表1）、文化六年  
は、村内の農業労働力不足が周辺村落の共通問題として表出した時期でもあった。

このような状況のなか危機感を抱いた要家は、畠中村・神前村の小作規模を増加させている（表10）。つまり、要  
家は両村百姓に多くの小作地を提供し、一人当たりの「定米引」を増額させることで、離村の予防・抑制と小作の奨  
励を企図したのである（表11）。そこには、手作経営（自身に都合の良い縄延びの大きい土地）を縮小してまで自村  
百姓を繋ぎ止めるという、村役人の論理が内在していたのではなからうか。縄延びの大きい土地の放出は、小作地転  
換の結果であろうと考える。これ以降、手作地における縄延びの大きい土地の割合は、極めて流動的であることが分  
かる。それは、宛米高のみでは判別し得ない小作経営の不安定さを示しており、前節で検討した文政期における小作  
人の戦略・地主小作人間の緊張化に規定されているといえよう。以上、要家所持地の条件一つをみても、要家の経営  
戦略・当地域の社会状況・地主小作人関係が深く関係していたのである<sup>7)</sup>。

## おわりに

以上、二章にわたって明らかにした諸点は本論に譲り、ここでは要点だけをまとめた。

畠中村は、非常に貨幣経済の浸透した村であり、農業とともに諸稼ぎが重要な再生産構造の一つであった。特に農

業への魅力低下が著しく、離村する者が頻出した。そのなかで、要家は小作人の確保を最重要課題としつつも、町方小作人の宛米不納・地主と小作人関係の緊張化・小作人の戦略等に規定されて経営方針を定めるほかなかった。

他方、要家一族は村高の占有率が高く、条件の良い土地も比較的多く所持していた。ただ、このような状況であっても、当該時期における大規模な村方騒動や小作騒動は起きていない。それは、要家が高持・小作人の未進立替を行い、別家が難渋人の保護を行うように、彼らが村民の再生産構造の根幹をなしていたからである。このように、村落内の社会関係・村民の再生産構造・地主経営の性格を把握しなければ、村落構造は理解できないと考える。とりわけ、要家が行った諸戦略は、小作人不足をはじめとする村・地域の特質に規定されていたといえる<sup>85)</sup>。

本稿では、要家の金融活動や手作地の諸問題（労賃・収穫高）を検討できていないため、地主経営の一角を把握しただけ過ぎない。ただ、本稿で問題としたいのは、村が抱える諸問題や地主小作人相互の経営戦略を理解することによって、地主経営の性格をより豊富化して捉えることができるのではないかとということである。村の特質を描いたうえで地主経営の性格把握を行う手法は、葉山氏が先駆的に行っているが、今後このような分析手法を継承・深化することが求められているといえよう。

#### 註

- (1) 佐々木潤之介『幕末社会論』（塙書房、一九六九年）。
- (2) 岩城卓二『西摂津地域から畿内・近国社会を考える』（『歴史科学』一九二号、二〇〇八年）等。
- (3) 渡辺尚志氏は「小農の経営戦略」と「村落共同体による小農保護機能」から畿内村落を捉え直すべきであるとし、村落共同体の積極的役割を主張している（渡辺尚志編『畿内の豪農経営と地域社会』思文閣出版、二〇〇六年）。
- (4) 山崎隆三『地主制成立期の農業構造』（青木書店、一九六一年）。
- (5) 竹安繁治『近世小作料の構造』（御茶の水書房、一九六八年）。
- (6) 葉山禎作『近世農業発展の生産力分析』（御茶の水書房、一九六九年）。

- (7) 中村哲『明治維新の基礎構造』(未來社、一九六八年)。氏の対象とする泉北二ヶ村は、堺近郊の綿織物中心地であり高度に発展した商工業村落である。とりわけ宇多大津村は、村内に多くの「織屋」が存在し、天保期には無高層である織業專業者が三割を占めていた。同村は、堺の間屋制支配が強固に存在し、農村内部に家内工業が深く浸透した「特異な村」であると言わざるを得ない。したがって、地理的に大坂・堺に近い泉北地域と、泉南地域は峻別されるべきであると考ええる。
- (8) 中村哲『近世先進地域の農業構造―和泉国南郡春木村の場合―』(京都大学人文科学研究所、一九六五年)。
- (9) 竹安氏は、宛米が「各耕地の生産力表示の手段」であり(註5)竹安前掲書一七三頁)、「分米と宛米との斗代差が、小作料の主要構成部分」であると指摘した(二四三頁)。一方で、「水帳面上と年貢帳面上の記載とは、記号を用いなければ個々の田畑の脈絡をたどりがたいまでに名目と実態とが乖離して」おり(二二五頁)、分米と宛米の比較は容易ではないとされ、史料の限界から地主経営にまで踏み込めない側面があった。
- (10) 町田哲『近世和泉の地域社会構造』(山川出版社、二〇〇四年)。
- (11) 山崎圭『近世幕領地域社会の研究』(校倉書房、二〇〇五年)。
- (12) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院、一九九九年)四八七頁。他方、近年の地主制研究としては舟橋明宏氏の成果がある(同『近世の地主制と地域社会』岩田書院、二〇〇四年)。
- (13) 泉南村落研究としては、鷺見等曜「近世前期畿内村落の動向―和泉国南部の場合―」(『ヒストリア』一三三号、一九五五年)を参照。
- (14) 要家当主の名前は様々だが、当主の大半が源太夫を襲名しているため、本稿では要源太夫家と統一し、要家と要源太夫を同義とする(『要家文化財総合調査報告書』貝塚市教育委員会、二〇〇七年)。なお、本稿で使用する史料は「要家文書」(貝塚市郷土資料室寄託)であり、註記がない限り同文書を使用する。他方、要家は岸和田藩から一一七石余の諸役免除を得ている(本年貢免除ではない)。なお、神前村の村高は二六〇・〇一九石である。
- (15) 藤本清二郎「岸和田藩における村高年貢制の確立過程―近木庄神前番畠中村を中心に―」(『基盤研究(B) 畿内譜代大名岸和田藩の総合的研究』、二〇〇六年)。氏は、近世初期における畠中村・神前村の村高の推移を検討し、①岡部氏入部時の差出帳高が古高であること、②水増しされた今高の成立は、損免方式から年貢率方式への発展過程であったこと等を指摘している。
- (16) 小作人の宛米納入記録に関しては、「無高人請作仕候ハバ、御年貢帳二而株を為持請米何石誰入与仕、高株江振り合い二而相

- 納、地主へ者其暮々ニ皆済仕候」とある（天明四年「乍恐口上書」ねじ―三―四）。
- (17) 要家の意図としては「下作人之残米（未進米）ハ高持之未進米ニ而御座候ニ付」、「帳前ニ而残米貸置申候下作人御座候得ハ、高持共ハ世話無少自分之通へ納り候」とあり、小作人の未進を立て替えることは高持の再生産維持に繋がるという考え方であった（註(16)前掲史料）。
- (18) 註(16)前掲史料。櫛産業については別稿に期したい。なお、両村とは畠中村・神前村を示す。
- (19) 文化八年「口上之覚」（お―一六―七）。
- (20) 寛保元年「書置之事」（まD三―三一―六）。
- (21) 宝暦八年「宗旨請状之事」（す―一―五）。
- (22) 安永七年「商売人職人名前帳」（そ―一―三三）。
- (23) 宝暦九年「善六々施米渡帳」（まD一―二―三―一三）等。
- (24) 天明元年「御書下」（こ―一〇〇―三）。
- (25) 別家と一家中の使い分けについて。管見の限り、「別家」「別宅」と称されるのは金目善六家だけで、他はあくまで「一家中」である。その扱いの違いから、差し当たり別家と一家中は峻別しておく。
- (26) 安永五年「高切譲り渡申田地之事」（ねB―一〇二―一八一五）。
- (27) 「家来」について。特に、幾右衛門は「別家家来」ながら「源太夫譜代之者」と称され（文化二二年「住持帳」け―二―二九等）、小作人の宛米徴収を担う支配人として存在していた。家来百姓については、註(13)鷺見前掲論文が参考になる。他方、伊兵衛は「新兵衛之高寛政十一年年々」、幾右衛門は「孫右衛門株寛政五丑年々」と高持株の売買が行われたことが分かる（享和元年「御年貢米算用通控帳」し―二―八）。それは、所持高多く困窮する高持が存在したことが背景にあった。
- (28) 百姓の認識として、未だに古高が算出基準であったことには留意する必要がある。また、百姓の理解では古高に約一・三二六石乗じて「荒不足増高」とし、それに約一・一七四石乗じたものを今高としている。つまり、古高は今高から一定数割った数値であり、分米高の目安として扱えると考ええる。ただし、源次郎・次五右衛門・徳右衛門・治兵衛は齟齬がある。
- (29) 享和二年「乍恐書付ヲ以御願奉申上候」（み〇―九二―四―四）。「所持」について。註(13)鷺見前掲論文では、地主の株内で「所持」する不完全な所有形態があったことを指摘している。役負担等の問題を検討課題としつつ、差し当たり「内高」・「分ヶ高」高持は「所持」として他の高持と峻別しておきたい。ただ、「分ヶ高」高持は「三歩役米」を納めていた。

- (30) 文化八年「田畑宛米坪数帳」(まA三一一)。要家一族の所持屋敷地として算出すると五〇筆となり、その占有率の高さが窺われる。
- (31) 文化八年「新町家貸帳」(そ一一四八)等。
- (32) 近世初期については註(15)藤本前掲論文を参照。
- (33) 註(29)前掲史料。この史料は、「分ヶ高」高持の取立に際して、要家が藩に拝借銀を願ったものである。
- (34) 註(29)前掲史料には、「十か高直旁以難洩弥増相成」とある。
- (35) 以降の図表は、同年代史料の残存状況・史料の保存状態を理由に一部年代を検討できていない。今後の課題としたい。
- (36) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』(有斐閣、一九五五年)。
- (37) 加治村・脇浜村は同じ岸和田藩領の近隣村落である。
- (38) 「古未進」が大量に発生した場合、小作人から除外されることが多い。つまり、一部の「古未進」滞納者は滞納額だけを要家へ返済していた。
- (39) 宝暦二年「町人宛米不足仕分帳上ル扣」(まD一一三一一四)。
- (40) 出作地経営の困難さは、村落共同体規制の一つとして捉えられるが、自村の土地でも他村小作人の不納が生じていることが興味深い。
- (41) 経営の縮小化は、享和期の「分ヶ高」配分にも表れている。
- (42) 化政期以降人口が倍増する嶋村(被差別村落)に、農業労働力を求めている点が注目される(藤本清二郎「近世かわた村の食糧問題とお救い」『部落問題研究』一五六号、二〇〇一年)。
- (43) 文化六年「乍恐御願奉申上候」(まA五一九六一三)には、「寺内貝塚繁昌仕候二付、当時小作人無之様二相成」とあり、在村百姓は「近年来追々町方へ出」る有り様であった。
- (44) 明和四年「稲方見分帳」(し一一〇〇)等。基本的に減免率は個別に相対で決まる。管見の限り、「村極」等の形態は見付かっていない。
- (45) 註(5)竹安前掲書。氏は、小作人が納入する地主取り分・領主取り分を一括して広義の小作料として定義している。なお、本稿では、地主取り分のみを小作料と定義するが、類型に関しては氏に準じたい。
- (46) 個々の収穫量を把握し減免する方法があった事实は、耕作を行い収穫を得ていた小作人が確実にいたことを示している。

- (47) 「定米引」後の宛米は、宛米ではなく「定米」と呼ばれていた。
- (48) 寛政元年「請作証文之事」(て—三七六一二)。
- (49) 例えば、天明七年「乍恐願書」(ね—一三一—一四)には「近年自然と出奔人或者他所江引越候者多」とあり、畠中村では離村が問題化していた。
- (50) 天明元年「田地定米宛并干鯛代貸附帳」(と—二九二)。
- (51) 文政四年「田畑宛米帳」(み—一—三三)。
- (52) 文政六年「田畑宛米帳」(み—一—三四)。
- (53) 註(52)前掲史料。「上り田」とは手作地へ転換することを示す。
- (54) 本田の年貢率は六割三分六厘、村内新田は約二割五厘である。
- (55) 労賃・肥料代高騰による手作地縮小を否定するわけではない。
- (56) 註(43)前掲史料。
- (57) もちろん、こうした経営戦略は、宛高制という畿内村落の特質に規定されたものである。宛高制に関しては、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房、一九六四年、同増補改訂一九八五年)、竹安繁治『近世封建制の土地構造』(御茶の水書房、一九六六年)を参照。
- (58) こうした要家の地主経営が、和泉全域の地主経営として一般化できるとは考えていない。ただ、貝塚寺内町や在郷町に近い当地域は、比較的早い段階から離村(農業労働力不足)が問題視されており、富農経営の展開が顕著であった摂津・河内と質的な違いがあったように思われる。そのため本稿では、先進地域と呼ばれる畿内村落の地主のなかでも、離村や小作人不足に規定された地主の一事例として、要家の地主経営を提示しておきたい。もっとも、幕末期は今後の検討課題である。

## 【付記】

史料の閲覧にあたっては、曾我友良氏(貝塚郷土資料室)のご高配を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げます。本稿は、日本学術振興会平成二四年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

——大学院文学研究科博士課程後期課程——